五　溶接部の非破壊検査 六　ヘリウム漏えい検査（この表の第三号下欄第三号に掲げる検査が行われる場合を除く。）	
三　加工が完了した時	組み立てられた燃料体に係る次の検査 一　寸法検査 二　外観検査 三　ヘリウム漏えい検査（この表の第二号下欄第六号に掲げる検査が行われる場合を除く。）

（燃料体検査を要しない場合）

第二十五条　法第四十三条の三の十二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、原子力規制委員会が支障がないと認めて前条の表の上欄の加工の工程の全部又は一部について燃料体検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合とする。

（燃料体の設計の認可）

第二十六条　法第四十三条の三の十二第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率
三　燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成
四　燃料体の構造及び重量
五　燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
六　燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式を含む。）

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書
二　燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあっては、燃料要素）の強度計算書
三　燃料体の構造図
四　加工のフローシート
五　品質保証に関する説明書

3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第二十七条　削除

（燃料体検査実施要領書）

第二十八条　原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十四条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二十九条　削除

（燃料体検査合格証）

第三十条　原子力規制委員会は、燃料体検査に合格したと認めたときは、燃料体検査合格証を交付する。